

育活動の中で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じて、質の高い学力の基盤となる「ことばの力」の育成を図ります。

#### イ 幼稚園、保育所、認定こども園における取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針等に示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が安心して絵本等に触れることができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対して絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ることや幼稚園、保育所、認定こども園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携するなど、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園、保育所、認定こども園での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語、紙芝居等は発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることから、それらの選定をボランティアや市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター(※13)、しかけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、幼稚園等に出向いて読み聞かせを行うことなどがあります。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教職員が連携を図る重要性を認識するよう促します。

#### ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、すべての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するなど、さらなる言語活動の充実が望まれます。

そのような取組を進めるために、学校としての読書活動推進計画を定めた上で校内研修を実施して共通認識を図り、読書活動を組織的に推進することが必要です。

小・中・高等学校で行われている取組例として、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ(小学校高学年から低学年へ、中学生から幼児へ行う読み聞かせ等)、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設

定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、友人同士で本を薦め合ったり、読書への興味・関心を喚起したりする、ブックトーク、アニメーション(※14)やビブリオバトル等があります。

また、児童生徒による選書(※15)や、委員会や係が行う読書週間や読書デーの取組もあります。他に、司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。



ブックトークの取組



選書会

京都府では、すべての学校で読書活動推進計画が策定されること、すべての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを目指します。

現在の児童生徒は「教科書の文章が読み解けていない」という指摘がありますが、京都府でもリーディングスキルテスト(※16)を活用した事業を行う中で読解力を向上させることの重要性が明らかとなっています。この事業の成果を通して、読書によって文章を正しく読む力を身に付ける等、読書の重要性を広く発信していきます。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組を推進するとともに、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成に向けた多様な取組が工夫されるよう、様々な情報提供に努めます。

## エ 特別支援学校における取組

特別支援学校では、障害のある子どもが豊かな読書活動を進められるよう障害の状況に応じた選書や環境の工夫等について、さらに研究開発に努めることが必要です。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、授業における積極的な読書活動の導入、継続的な読み聞かせ、学部間での読書交流(高等部生徒による小学部児童等への読み聞かせ)等を実施しています。さらに、将来の社会生活に役立てるために体験学習として、市町村立図書館等の利用(蔵書の確認や貸出の手続き)や、市町村立図書館等や府立高等学校図書館の司書によるブックトークについて、積極的に活用しています。

また、障害や発達等の状況に応じて、人形劇、しかけ絵本、紙芝居等、物語への興味・関心を喚起する多様な教材の工夫や、デイジー図書、点字本や拡大本等

読書活動を支援する資料の充実も図っています。昼休みの時間帯には「お話の会」として、地域の読書ボランティアによる読み聞かせを行ったり、生徒会図書委員会が図書の貸出、図書館の整備、掲示物や図書紹介などの活動も行ったりしています。

京都府では、府立図書館によるデジタイズ図書や学校支援セット等の多様な教材の貸出を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。

#### オ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を持ち、教職員間で共通理解を図る必要があります。学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭や学校司書、学校ボランティア等の役割分担を明確にしながら、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。

京都府では、学校図書館担当教員の業務を支援するために「学校図書館運営チェックリスト」をホームページに掲載しています。今後も学校図書館運営を支援する資料等のページを充実させていきます。また、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質向上をより一層図るための研修講座の充実、教育実践の学校間交流の促進に努めます。

### (2) 学校図書館の役割と取組

#### ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。新学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力を育む場としての機能がますます期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、図書の貸出を活発にするために読んだ本の履歴を記録する「読書通帳」の発行や「本の福袋」の貸出、委員会による葉やブックカバーづくりを行うなどがあります。それ以外にも読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング(※17)等を行うなど、アイデアのある取組の実施は学校図書館の来館児童生徒数や貸出冊数を増やすには有効です。また、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うことなどの取組もあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが大切です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテー

シヨンの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス(※18)等があります。

学校司書を配置している小・中学校及び義務教育学校も増えていますが、京都府では、今後さらに配置が進むよう市町村に働きかけるとともに、学校司書の資質向上を図るための研修の実施等の支援にも努めます。また、学校図書館の研究指定校、優秀実践校のホームページ掲載を増やすなど、優れた取組の普及にも努めます。



配架や掲示等の工夫



授業での図書の活用

#### イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が重要です。

各市町村では、小・中学校及び義務教育学校の「学校図書館図書標準」(※19)が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校で38%、中学校で15%です(平成28年度文部科学省調査)。新聞を図書資料として配備している学校は、小学校で37%、中学校で13%となっています(平成28年度文部科学省調査)。

統計データが古いなど資料としての価値が低い図書資料は廃棄し、計画的な選書により図書を更新するなどして、学校図書館のレイアウトも工夫しながら魅力ある図書館づくりを進めることが大切です。

京都府教育委員会では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載していますが、更に具体的な廃棄と更新の方法等についての情報を発信していきます。小・中学校及び義務教育学校における学校図書館の図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、府立学校については、引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

また、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実が図られるように支援します。

#### ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすためには、学校図書館にコンピュータを配備し、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が重要です。そのためには、校内LANの整備とともに、インターネット環境を整える必要があります。

また、同時に、学校図書館の蔵書情報をデータベース化(※20)し、自校の蔵書管理だけでなく、他校や市町村立図書館等との共同利用化や相互貸借も将来

的な構想として視野に入れる必要があります。

読書は、これまで図書館で借りたり書店で買い求めたりして、実際に本を手にとって読むものでしたが、電子書籍やICT機器を利用した読書など、本の読み方も多様化しています。読書活動の推進のためには、今後学校における整備が進むICT機器の利点を活かして積極的に活用していくことも、特別な支援を必要とする児童生徒への対応も含めて、これからは重要となります。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で学校における「知の拠点」となるよう支援します。

## エ 学校図書館の開館

学校図書館の積極的な活用のためには、教科の学習等で効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、長期休業期間中等においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。

京都府では、ボランティアへの様々な情報の提供や学校図書館の施設・環境作りの先進的な事例の紹介等に努めます。

## オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習等、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用することが望まれます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナーの設置例等を紹介するとともに、余裕教室を活用した自習室の設置等、子どもの読書活動が一層推進するように情報提供に努めます。



### 3 地域社会における読書活動の推進

#### <努力目標>

- ★1 図書館等における様々な取組について啓発に努めます。
- ★2 府立図書館においては、子どもの読書活動の推進のため市町村立図書館等や学校が行う取組の支援に努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する団体等に対して地域での活動の場の提供に努めます。

#### (1) 図書館等の役割と取組

##### ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、子どもにとって、地域において身近に自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出業務をする移動図書館の取組を行っている市町村立図書館もあります。児童室や児童コーナーをはじめ、ヤングアダルト（※21）向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えており子どもが利用しやすい環境づくりが進んでいます。

また、点字絵本の充実や施設のバリアフリー化、障害のある子どもに対する読書環境や日本語以外の言語を使用する子どもへのサービスを充実するなど、市町村の実情に応じて、すべての子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が実施されています。

京都府では、学年が進むにつれ家庭での読書の割合が低下していることから、ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリング（お話し会）の取組を広く紹介するとともに、府立図書館による貸出文庫（※22）や機関貸出等を通して、読書サービスの推進を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう支援します。



児童コーナー

##### イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。



このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提供すること、子どもの読書活動の推進を図る市町村立図書館等や学校の取組を支援することが求められています。

そのため、府立図書館と市町村立図書館等の蔵書を一括で検索でき、連絡協力車により府内全市町村を巡回して図書を運搬する「京都府図書館総合目録ネットワーク」(K-Libnet)を活用した学校支援セット貸出や機関貸出の利用促進、市町村立図書館等及び参加大学図書館等との相互貸借の推進、市町村立図書館等や学校への貸出文庫を活用した一括貸出による図書館サービスの充実を図ります。併せて、市町村立図書館等の職員を対象とした研修の実施やレファレンス等の相談に応じるなど、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等や施設見学の受入を積極的に行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するよう努めます。



府立図書館



調べ学習

## (2) 民間団体等の役割

### ア 民間団体等の活動

子どもの読書活動を行うNPOやボランティアグループ、地域住民の民間団体等は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

### イ 民間団体等との連携

子どもの読書活動を推進する民間団体には、市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。

京都府では、市町村で実施されている「地域学校協働活動」等を通して民間団体等の活動の場を積極的に提供（読み聞かせ・お話し会・学校図書館における貸出・環境整備等の運営補助）するよう努め、参加を希望する保護者やボランティア等の幅広い地域住民が子どもの読書活動推進に関わることができるようにします。

また、府立図書館においては府の支援を受けてこどもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体や京都府教育委員会認定のフリースクール等に図書の貸出を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に努めます。

## 4 効果的な読書活動の推進

### <努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

- ★1 すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定
- ★2 すべての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

#### (1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって、社会全体で取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

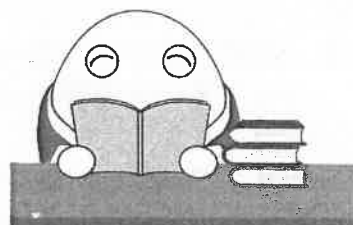
市町村では、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において絵本の選び方や読み聞かせなど読書活動に関する内容を取り入れたり、市町村立図書館等が学校図書資料の貸出や職員の派遣を行ったりするなど、連携した取組が行われています。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書等を中心とした実践交流会、読書活動推進会議、PTA指導者研修会、図書館の見学等の研修会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体等の相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会(※23)と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう啓発に努めます。



ボランティアによる読み聞かせ



#### (2) 啓発・広報の推進

##### ア 情報提供・啓発

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活



用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等において、ボランティアとの連携による読み聞かせや大人の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、様々な機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、すべての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

#### イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、人形劇を交えた読み聞かせや、お薦め本の展示、お話し会等が実施されています。

また、広く子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。

京都府では、「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施し、その表彰式では「古典の日」(※24)に関連した取組も併せて行っています。「子ども読書の日」に関連した取組が、すべての市町村で実施されるよう、積極的な啓発・広報活動を行い、府民の理解と関心が一層深まるよう努めます。



「子ども読書の日」の取組

#### ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進

平成24年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

京都府として、京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」の取組を推進しています。

京都府では、平成26年3月に冊子「京都府の古典」を作成し、各小中学校に配布していますが、今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組の推進に努めます。

### (3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第四次推進計画の推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。

## 用語の解説



### ※1 ホームページ

京都府教育委員会ホームページの URL 及び QR コードは以下のとおり

[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?action=pages\\_view\\_main&page\\_id=157](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?action=pages_view_main&page_id=157)

### ※2 ことばの力

文部科学省の言語力育成協力者会議では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としている。京都府では、この見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義した。

- ★言語をとおして知識や技能を理解する力
- ★言語によって論理的に考える力
- ★言語を使って表現する力
- ★言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

### ※3 ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、シナリオを用意しない即興性を大切にしたプレゼンテーションによって本を紹介しあいチャンプ本（一番読みたくなった本）を決める「本のコミュニケーションゲーム」。読んでみたい本と出会える機会が増え、楽しみながら読書に関心をもつことができるだけでなく、自ら本を選ぶ力や、語る力を育成できる手法。

### ※4 ブックトーク

ある一つのテーマに沿って、複数の本を関連付けながら部分的に紹介して、子どもにその本への関心と意欲を高め、読書へ誘う取組のこと。

### ※5 デイジー図書

DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

視覚障害者や発達障害等により一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な人々のための録音テープに代わるデジタル録音図書。国際標準規格として、40か国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている。

### ※6 京都府図書館総合目録ネットワーク (K-Libnet)

府立図書館がセンター館となり、京都学・歴彩館、市町村立図書館・読書施設、参加大学図書館がもつ所蔵資料の総合目録データベースをインターネット上に構築し、その総合目録を介すことで、物流も含めた各参加館間の相互貸借を支援する仕組み。

また、情報交換やレファレンス機能等も備えている。

府立高校及び特別支援学校も同ネットワークに参加しており、学校支援セットをはじめとした、府立図書館からの図書の取り寄せに活用している。

### ※7 学校支援セット貸出

府立図書館における学校教育活動への連携・協力の一環として、貸出文庫から調べ学習や朝読書等に役立つ図書をテーマごとにセットで貸出を行うこと。

※8 機関貸出

市町村立図書館等や学校図書館等へ府立図書館の図書館資料を貸し出すこと。

※9 連絡協力車

府立図書館が市町村立図書館等の取組を支援するため、全市町村を毎週2回巡回し京都府図書館総合目録ネットワークにより貸し借りされる図書の運搬等を行う。

※10 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」として定められた。

ユネスコは、平成7年にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、4月23日は、本や花を贈り合うスペインの伝統的な「サン・ジョルディの日」でもある。

※11 質の高い学力

①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度の三つの要素が統合された学力のこと。

※12 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった取組である。保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どものことばと豊かな心をはぐくむことを支援するために、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。本を読むきっかけづくりと捉える場合もある。

※13 パネルシアター

子どもの物語への関心と意欲を高めるために、布をはった大きなパネルに専用の紙（不織布）で作った絵や人形をくっつけたり外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じること。

※14 アニマシオン

文章の通りに登場人物の動きを体で表現したり、様子を表す言葉を考えたりしてゲームのように楽しみながら読書への関心や意欲を高める読書活動の手法の一種。

※15 児童生徒による選書

学校が購入する図書について、児童生徒が選書を行い、その結果を踏まえて図書を購入すること。自分が選んだ本を友達に薦めるなど読書量が増える効果がある。

※16 リーディングスキルテスト

一般社団法人教育のための科学研究所代表理事である新井紀子氏が開発した読解力を測るテスト。京都府では令和元年度から2年間「リーディングスキルテストを活用した論理的思考力の育成推進校」事業を実施。

※17 ストーリーテリング

話し手が物語（昔話等）を覚えて自分のものにして、本を見ないで語り聞かせる

ことで、子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができるかとされている。

**※18 レファレンス**

相談等に対して必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする図書館における基本的業務のこと。府立図書館では、カウンターによる対応に加え、電話、郵便、ファックス、ホームページの専用フォームからのメールでも受け付けている。

**※19 学校図書館図書標準**

公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、国が平成5年に定めたもの。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。

**※20 データベース化**

図書資料をコンピュータで検索できるように、書名、著者名等をコンピュータにデータとして登録すること。

**※21 ヤングアダルト**

主に子どもと大人の間(10代の前半から後半)の世代を指す。第2次世界大戦後、アメリカの公共図書館で使われ始めた。

**※22 貸出文庫**

府立図書館が市町村立図書館等や学校等の活動を支援するために管理・運営する図書館資料。

**※23 京都府図書館等連絡協議会**

京都府内の図書館、図書館的な機能を併置する施設及び類縁機関で構成されており、京都府における図書館事業等の振興及び相互間の協力を図ることを目的とし、様々な事業を行っている。

**※24 古典の日**

「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日付が、寛弘5年(1008年)11月1日であることから、古典に親しみ、古典を日本の誇りとして後世に伝えていくため、平成20年11月1日に開催された「源氏物語千年紀記念式典」において、11月1日を「古典の日」として宣言した。

平成24年9月には、「古典の日」に関する法律が公布、施行され、11月1日を古典の日として定められた。

(注)

「学校」———小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

「学校等」———保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校  
・高等学校・特別支援学校

「市町村立図書館等」——市町村立図書館・公共の読書施設

「図書館等」———府立図書館・市町村立図書館・公共の読書施設

## 学校図書館に関する法律【抜粋】

### ◆子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。